**＊重要：取扱い厳重注意**

　　令和　　年　　　月　　　日

広島市中区基町５－４４　広島商工会議所ビル８階

一般社団法人広島青年会議所　事務局　宛

一般社団法人広島青年会議所

　　　　　年度　　　　　　　　室

　　　　　　　　　　　　　委員会

**講師等出演依頼に伴うマイナンバーの提出について**

一般社団法人広島青年会議所の講演等依頼につきまして、謝礼に係る源泉所得税の発生に伴い、以下のとおり、出演者（契約者）のマイナンバーを提出いたします。

事業名：

事業実施日：　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　日

出演者（契約者）：

出演者（契約者）のマイナンバー（個人：１２桁）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

＊ご記入いただいたマイナンバーは、一般社団法人広島青年会議所事務局にて管理し、税務書類作成事務で使用の上、税務署へ提出し、法定保存年限後、廃棄いたします。

**＊担当委員会におけるマイナンバー取扱上の注意**

１．マイナンバーは、講師等出演依頼承諾書の署名時に、利用目的（税務書類作成事務の為）を告げた上で、個人番号カード等による本人確認を行い、契約者様本人から頂いてください。

２．マイナンバーは、個人情報です。本状のマイナンバーは、手書きでご記入頂き、データ化してはいけません。紙原本のみ取り扱いし、議案書上に反映してはいけません。

３．取得したマイナンバーが漏洩した場合や目的外の使用があった場合には、法律による罰則規定等があります。厳重に注意して取扱いください。